

新型コロナウイルス緊急対応支援事業者家賃補助金 新型コロナウイルス緊急対応支援事業者店舗等維持補助金 について

今般の新型コロナウイルス感染症拡大の影響を受け、消費活動自粛等に伴う売上の急減により、経済的な打撃を受けた新地町内の店舗等に対して、家賃または店舗等の維持のための補助金を交付します。

新型コロナウイルス緊急対応支援事業者家賃補助金

【給付要件】

新型コロナウイルス緊急対応支援事業者給付金と同じ

【対象者】

宿泊業、飲食業、卸・小売業、医療福祉業、生活関連サービス業、学習支援業を営む者で店舗等を賃貸借している方

【補助額】

15万円上限（上限月額5万円×3カ月）

【提出書類】

- ①補助金交付申請書
(①は商工会及び町企画振興課の窓口で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。)
- ②店舗の賃貸借契約書及び直近の家賃領収書の写し（口座振替の場合、通帳の該当ページの写し）
- ③通帳の写し(表紙及び支店名や口座番号記載の見返しページ)

新型コロナウイルス緊急対応支援事業者店舗等維持補助金

【給付要件】

新型コロナウイルス緊急対応支援事業者給付金と同じ

【対象者】

宿泊業、飲食業、卸・小売業、医療福祉業、生活関連サービス業、学習支援事業を営む者で店舗等を自己所有している方

【補助額】

15万円上限（店舗等にかかる固定資産税額の1/3）

【提出書類】

- ①補助金交付申請書
(①は商工会及び町企画振興課の窓口で配布するほか、ホームページからもダウンロードできます。)
- ②令和2年度固定資産税通知書の写し
- ③全体面積と店舗等面積がわかる図面（店舗兼住宅の場合のみ）
- ④通帳の写し(表紙及び支店名や口座番号記載の見返しページ)

【申請期間】令和2年5月1日（金）～7月31日（金）（消印有効）

- ◎申請先 新地町商工会
〒979-2709 新地町駅前一丁目5番地 A棟-2
※感染拡大防止のため、原則として、提出書類を郵便で送付してください。
- ◎問い合わせ先 新地町商工会 電話0244-62-2442